

千曲市国土強靱化
地域計画
(案)

長野県千曲市

千曲市国土強靱化地域計画 目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の目的	3
4 計画策定の手順	3
5 計画期間	4
6 計画の見直し	4

第2章 本市を取り巻く災害リスク

1 千曲市の概況と災害リスク	6
----------------	---

第3章 計画目標

1 強靱化の目標設定	11
2 想定する自然災害及びリスクシナリオ	11

第4章 強靱化への取組み

目標1 人命の保護が最大限図られること	16
目標2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	25
目標3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	28
目標4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	31
目標5 流通・経済活動を停滞させないこと	35
目標6 二次的な被害を発生させないこと	38
目標7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに	41

第1章

計画の概要

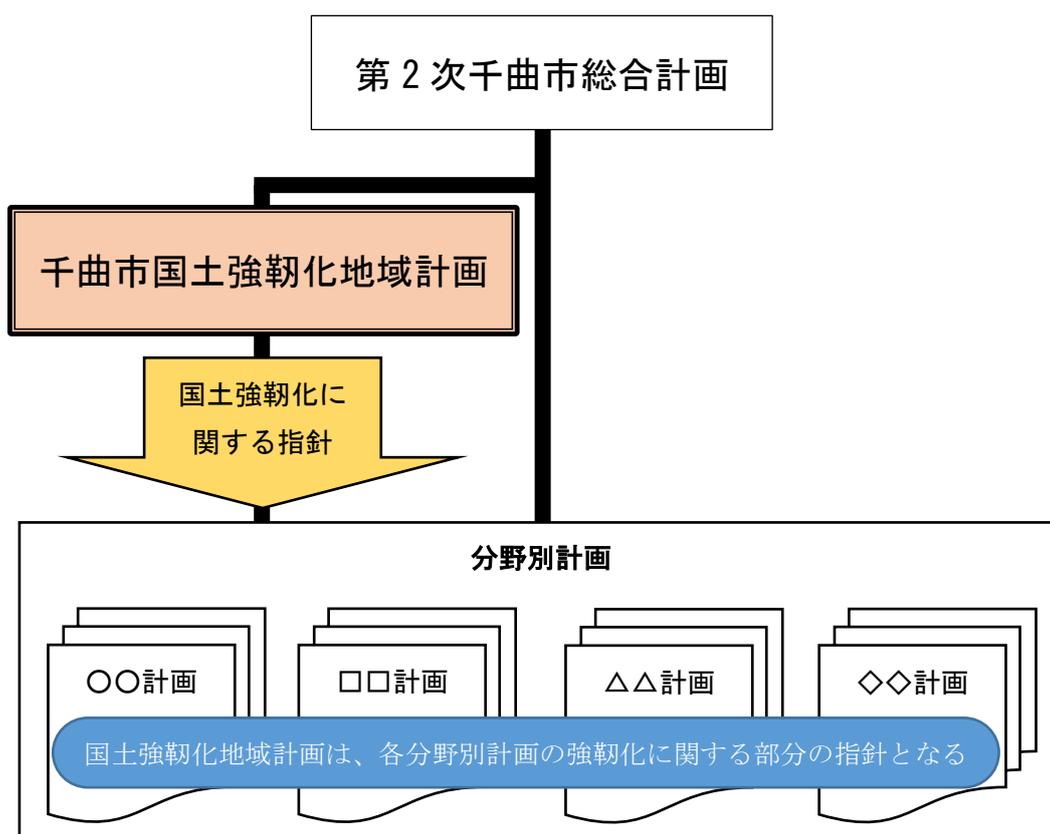
1 計画策定の趣旨

東日本大震災を契機として国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行しました。

国土強靱化基本法では基本理念として、「必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要」としており、本市においても「千曲市国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定し、国土強靱化に資する取組を着実に推進してまいります。

2 計画の位置づけ

本計画は国土強靱化基本法第 13 条に基づき策定する国土強靱化地域計画であり、本市の最上位計画である第 2 次千曲市総合計画との整合・調和を図りつつ、強靱化に関して本市で策定している各分野別計画の指針となる計画とします。



千曲市国土強靱化地域計画に関連する主な計画

No.	計画名	策定年次
1	第二次千曲市総合計画	平成 29(2017)年 4 月
2	第二次国土利用計画(千曲市計画)	平成 30(2018)年 3 月
3	千曲市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2(2020)年 4 月KPI延長版
4	千曲市「復旧」及び「復興」計画策定方針	令和2(2020)年 2 月
5	千曲市復旧計画	令和2(2020)年 3 月
6	千曲市復興計画	策定中
7	千曲市地域防災計画	令和2(2020)年 12 月改訂
8	千曲市水防計画	令和2(2020)年 12 月改訂
9	千曲市公共施設等総合管理計画	平成 28(2016)年 3 月
10	千曲市公共施設再編計画	平成 31(2019)年 3 月
11	千曲市耐震改修促進計画	令和3(2021)年 4 月予定

3 計画の目的

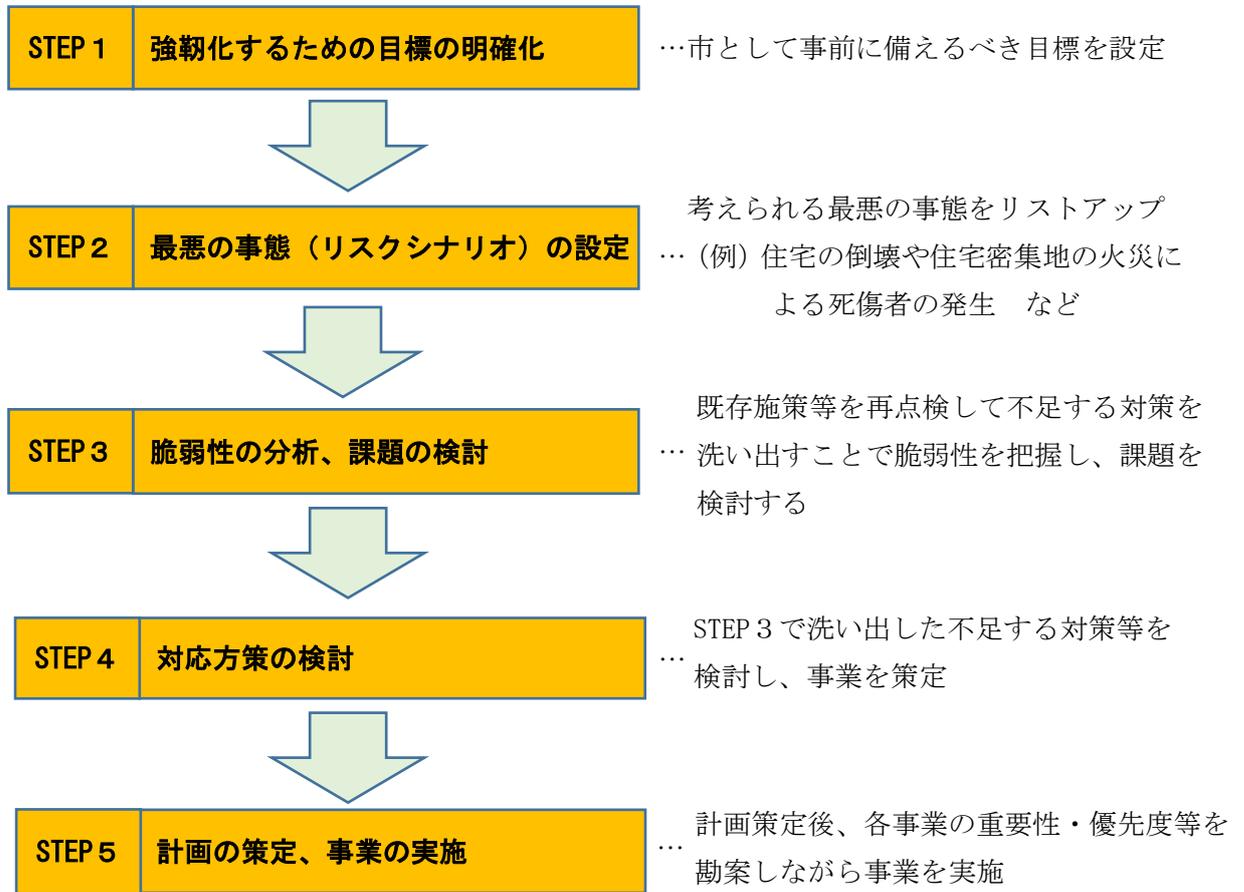
災害発生時、必ず守るべきものは市民の生命・財産・生活です。

地域計画では様々な災害による最悪の事態を想定・分析することで、市民や社会基盤等への被害を抑える対策を計画に組み込み、事前の備えとして事業を実施していくことで、災害時においても市民の日常が守られる強靱なまちづくりを進めてまいります。

4 計画策定の手順

計画策定に当たっては、様々な災害によりどのような事態が引き起こされるかを検討して本市の脆弱性を把握します。その結果を基に、脆弱性を克服できるよう種々の事業を策定し、計画に位置付けます。

計画策定手順フロー



5 計画期間

計画期間は、5年間とします。

6 計画の見直し

計画策定後も定期的に各対応方策の進捗状況を把握・検証し、取組の進捗管理を行います。そして、計画期間中であっても、社会情勢の変化や取組の進捗状況等を考慮のうえ、柔軟に見直しを行ってまいります。

さらに、見直しにあたっては、関係する各分野別計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画が強靱化の指針として他計画に適切に反映されるなど、本計画と関係する他計画との整合・連携を考慮します。

第2章

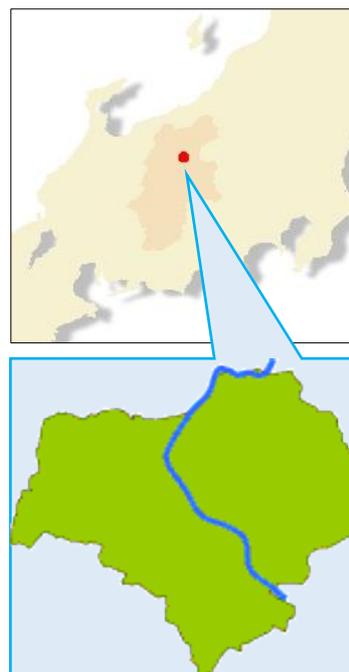
本市を取り巻く 災害リスク

1 千曲市の概況と災害リスク

(1) 千曲市の概況

千曲市は、長野県北信地域の南東部に位置し、西は冠着山、東は鏡台山をはじめとする山地に囲まれている。そのほぼ中央を、南東から北東に大きく曲がりながら千曲川が流れている。千曲川をはさんで両岸には平坦部が広がり、北は善光寺平に接している。標高の最高地点は大林山で1,333m、最低地点は雨宮起返下ノ割の水田353mとなっている。

現在、市の北部には、首都圏と北陸圏を結ぶ上信越自動車道と、中央自動車道につながる長野自動車道が結ばれる更埴ジャンクションがあり、高速交通網の要衝として役割を果たしている。



千曲市の位置

(2) 千曲市の過去の災害

①地震災害

a. 善光寺地震

善光寺地震は、長野盆地西縁断層帯を震源として、1847年に信濃北部及び越後西部で発生した地震である。被害範囲は高田（新潟県）から松本に至る地域で、特に水内・更級両郡の被害が最大であった。松代領で潰家9,550棟、死者2,695人、飯山領で潰家1,977棟、死者586人、善光寺領で潰家2,285棟、死者2,486人などとされる。

本市にあたる地域においては、稲荷山宿の被害が特に顕著であった。稲荷山宿では、地震によって大部分の家屋、建造物が倒壊したうえ、4カ所からの出火により220軒余が焼失した。また、善光寺の御開帳の最中であったため、1,000人程度が宿泊していたと推定されており、過去帳等の記載によると焼死500人との記録も残っている。稲荷山湯之崎の墓地には、「弘化丁未地震稲荷山驛横死人藪冢碑」が残されており、震災について記されている。

この地震によって山地で山崩れが多く、松代領では4万ヶ所以上発生した。中条村では、虚空蔵山が崩れて犀川をせき止め、その上流が湖となり、周辺の村を水没させた。このときにできた湖の水深は最大で約60mに達したと考えられている。この湖は、その後に決壊して、南は埴科郡屋代村（現千曲市）から北は水内郡飯山町（現飯山市）まで北信濃一帯は大洪水となり、流出家屋810棟、流死100人余の大災害となった。

b. 関東地震

1923 年に関東南部（相模湾、神奈川県、房総半島の南部を含む相模トラフ沿いの広い範囲）を震源域として発生した地震である。相模湾沿岸地域や房総半島南端では、現在の震度 7 相当の揺れであったと推定されている。各地で家屋の倒壊、山崩れ、崖崩れ等が生じたほか、沿岸部に津波が襲った。また、地震直後に発生した火災が被害を大きくし、東京府、神奈川県を中心として、全体で、死者、行方不明者合わせて、約 142,000 人の被害が発生した。

長野県内では、松代から南佐久地方にいたる千曲川流域と、諏訪付近で家屋の全半壊があり、これらの地域は、ほぼ震度 5 とみられている。市域においては、埴科郡森村で住家の半潰 2 棟が記録されている。

c. 松代群発地震

1965～1967 年に長野市松代付近で発生した地震で、本市の東部山地も震源域に含まれている。有感地震は 6 万回以上あり、1 回の地震の規模で最大のもは M5.4 で、地震の全エネルギーは M6.4 の地震に相当する。旧更埴市域で、負傷者 2 人、住家の全壊 1 棟、一部損壊 572 棟、非住家の全壊 5 棟、半壊 2 棟などの被害が発生した。

②風水害

千曲川は過去に氾濫を繰り返しており、中でも寛保 2 年の「戊の満水」は最大の被害であった。寛保 2 年(1742)年旧暦の 7 月 27 日から 8 月 1 日まで降り続いた豪雨により、千曲川流域で死者約 2,800 人、建物被害約 6,300 戸が発生したとされる。上徳間村、内川村付近で堤防を押し切った洪水により、寂蒔村で死者 158 人、上徳間村、内川村で死者 104 人にのぼった。

建設省（現国土交通省）により昭和 23 年から始まった千曲川の第Ⅱ期改修を経て、千曲川本川が氾濫するような大災害はなくなった。その一方で、沢山川、更級川等千曲川の支川の流域においては、千曲川が高水位になると、排水不良などにより内水被害が発生している。市内では、昭和 56～60 年にかけて、台風による豪雨により、浸水被害が多発していた。昭和 58 年台風第 10 号では、雨宮、土口等で浸水被害が連続して発生し、床上浸水 211 戸、床下浸水 173 戸、田畑の冠水 189ha、道路の欠壊、山崩れ等、総額 4 億 8,000 万円の被害となり、災害救助法が発令された。

平成 11 年には、熱帯低気圧による豪雨により、更級川、沢山川等で床上浸水 35 棟、床下浸水 60 棟の被害が発生した。また、平成 16 年台風第 23 号では、千曲市内において、床上浸水 2 棟、床下浸水 55 棟の被害が発生し、27 世帯 79 人が自主避難を行っている。

また、令和元年東日本台風（台風 19 号）では、県内で初めてとなる「大雨特別警報」が発表され、杭瀬下水位観測所での千曲川の最高水位は、氾濫危険水位の 5m を 1.4m も上回る 6.4m に達した。これは、伊勢湾台風の 1 か月前の昭和 34 年 8 月に、千曲川に戦

後最大の被害をもたらした台風7号で記録した5.2mをも大きく上回っており、国土交通省が統計を取り始めてから過去最高の水位となった。千曲市では、雨宮地区で千曲川堤防からの越水が初めて確認されたほか、埴生・屋代地区では、平和橋と千曲橋の間の霞堤部分から千曲川の外水が上流方向に流れ、約220ヘクタールが浸水。加えて千曲川の増水による支流の内水氾濫により、市内各所で住宅や自動車が浸水被害を受けたほか、商工業や農業にも大きな被害を及ぼした。戸倉上山田地区では千曲坂城消防本部での観測で、最大瞬間風速が35.8mという強風により、住宅やビニールハウスなどの損壊等の被害も発生した。さらに、公共施設についても更埴文化会館や保育園、河川敷内の公園やスポーツ施設をはじめ、道路、河川、林道、遊歩道、農業用施設、市営住宅、福祉施設、文化財など、200件を超える施設が被害を受けた。

(3) 想定される地震被害

千曲市の周辺の主要な活断層としては、①長野盆地の西縁に沿って分布する長野盆地西縁断層帯（信濃川断層帯）と、②糸魚川－静岡構造線断層帯があげられるが、特に糸魚川－静岡構造線を震源とする地震は、今後、千曲市に最も影響をもたらす地震として、考えられている。

①長野盆地西縁断層帯

長野盆地西縁断層帯は、県の下高井郡野沢温泉村から木島平村、飯山市、中野市、小布施町、長野市、千曲市、東筑摩郡麻績村、筑北村にかけて、長野盆地の西縁に沿って延びている。その形態などから、野沢温泉村から千曲市に至る長さ約59kmの飯山－千曲区間と、千曲市から筑北村に至る長さ約15kmの麻績区間に区分される。国の地震調査研究推進本部（以下「地震本部」という。）の評価（算定基準日：令和3年1月1日）によると、長野盆地西縁断層帯（飯山－千曲区間）の最新の活動は、1847年に発生した善光寺地震であり、断層帯の活動の間隔は、800～2500年の可能性がある。なお、麻績区間については、過去の活動は不明である。また、長野盆地西縁断層帯では、断層帯全体が一つの活動区間として活動し、マグニチュード7.4～7.8程度の地震が発生すると推定されている。将来このような地震が発生する長期評価はZランク、長期確率は、30年以内、50年以内、100年以内ともに、ほぼ0%としている。なお、麻績区間では、マグニチュード6.8程度の地震が発生する可能性があるが、発生する長期確率は不明である。

②糸魚川－静岡構造線断層帯

糸魚川－静岡構造線断層帯は、北は長野県北安曇郡小谷村付近から姫川に沿って南下し、白馬村、大町市、池田町、松川村、安曇野市、松本市、塩尻市、岡谷市を經由して、下諏訪町、諏訪市、茅野市、富士見町、山梨県北杜市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町を通り、概ね富士川沿いに南下して早川町に至

る、緩い S 字を描いて北北西－南南東方向に延びる長さ約 158 km の断層帯である。構成する活断層の特徴等に基づき、4 つの区間に分割されるが、千曲市に最も影響をもたらす地震としては、長野県小谷村から安曇野市に至る長さ約 50 km の北部区間（小谷－明科区間）である。国の地震本部の調査（算定基準日：令和 3 年 1 月 1 日）によると、北部（小谷－明科）区間の最新活動時期は、約 1300 年前以降、約 1000 年前以前と推定され、西暦 762 年の地震（マグニチュード 7.0 以上）の可能性もある。

北部（小谷－明科）区間全体が 1 つの活動区間として活動する場合、マグニチュード 7.7 程度の地震が発生する可能性がある。発生する長期評価は S ランク、長期確率は、30 年以内で 0.009%～16%、50 年以内で 0.02%～20%、100 年以内で 0.05%～40% である。

③地震による千曲市の被害想定

以下に、長野県地震被害想定調査における地震による千曲市の被害想定を示す。

地震による千曲市の被害想定

			長野盆地 西縁断層 帯	糸魚川－ 静岡構造 線断層帯 (全体)	糸魚川－ 静岡構造 線断層帯 (北側)	南海トラ フ巨大地 震（陸側）	
最大震度			震度	6 強	7	6 強	5 弱
建物被害 (重複)	液状化	全壊	棟	30	40	20	*
		半壊	棟	220	240	140	10
	揺れ	全壊	棟	470	2,210	30	0
		半壊	棟	2,810	6,290	740	0
	急傾斜崩 落	全壊	棟	50	60	20	*
		半壊	棟	150	160	60	*
	火災消失		棟	0	850	0	0
	合計	全壊・消失	棟	550	3,160	70	*
半壊		棟	3,170	6,690	940	10	
人的被害	死者数		人	30	140	*	*
	負傷者		人	620	1,650	150	30
	重傷者		人	320	850	80	10
	避難者数	避難所	人	4,350	8,370	1,590	60
		避難所外	人	4,350	8,370	1,590	60
合計		人	8,700	16,740	3,180	120	
生活関連 の支障	水道	断水人口	人	49,810	54,600	38,290	7,100
		断水率	%	89	98	68	13
	下水道	機能支障人口	人	52,390	59,350	39,540	10,510
		機能支障率	%	84	96	64	17
	都市ガス	供給停止戸数	戸	5,490	0	0	0
		供給停止率	%	100	0	0	0
	電気	停電件数	軒	22,340	25,580	16,930	3,280
		停電率	%	80	91	60	12
	固定電話 (停電影響なし)	不通回線数	回線	40	350	10	*
		不通回線率	%	0	2	0	0
	固定電話 (停電影響あり)	不通回線数	回線	11,530	13,200	8,740	1,690
		不通回線率	%	80	91	60	12
携帯電話	停波基地局率	%	44	70	18	1	

*：わずか

(平成 27 年 3 月 長野県地震被害想定調査による)

第 3 章

計画目標

1 強靱化の目標設定

市の強靱化の目標については、「長野県国土強靱化地域計画」との整合を図りつつ、以下のとおり総合目標及び基本目標を設定します。

○総合目標

みんなで作る『災害に強い安心・安全のまち - 千曲市』

○基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- 5 流通・経済活動を停滞させないこと
- 6 二次的な被害を発生させないこと
- 7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに

2 想定する自然災害及びリスクシナリオ

(1) 想定するリスク

想定するリスクは、自然災害のみならず、大規模事故やテロリズム事件などの幅広い事象が考えられますが、国・長野県の計画ともに、大規模自然災害のみを対象としていることや近年多発する自然災害への対策が大きな課題であることから、千曲市国土強靱化地域計画で想定するリスクは大規模自然災害を対象とします。

(2) リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

長野県が設定するリスクシナリオと本市の過去の災害や地形・気候等を念頭に、リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1. 人命の保護が最大限図られること	1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	1-5	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2. 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2	消防機能、医療機能低下による救助・救急体制の不足
	2-3	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3. 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-1	市役所をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
	3-2	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	3-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4. 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	4-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-3	地域交通ネットワークが分断する事態
5. 流通・経済活動を停滞させないこと	5-1	自社の事業用資産に損害等の被害が生じ、再建・再構築に時間を要することによる経済活動の停止・減少
	5-2	サプライチェーンの途絶等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
	5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞
6. 二次的な被害を発生させないこと	6-1	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-2	有害物質の大規模拡散・流出
	6-3	農地・森林等の荒廃
	6-4	避難所等における環境の悪化
7. 被災した方々の日常生活が迅速に戻ることに	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

第4章

強靱化への取組み

1 強靱化への取組みの策定方法

起きてはならない最悪のシナリオごとに、「想定される発災事例」を検討し、現状分析及び問題の整理（脆弱性の評価）を行います。そして、各問題（脆弱性）への対応方策及び推進方針を策定しました。

2 想定される発災事例

「起きてはならない最悪の事態」を、より具体的にイメージできるように、「想定される発災事例」を記載しました。これにより、「起きてはならない最悪の事態」と「対応方策」との関係がより明確となるようにしました。

3 対応方策

起きてはならない最悪の事態に備えるため、既存事業の他に不足する対策等を検討し、対応方策として計画に位置付けました。

4 目標値

事業の進捗管理や推進をはかるため、数値目標等を定めました。

目標 1

人命の保護が最大限図られること

災害時には人命の保護が最優先事項となります。そのため、今後発生が予想される自然災害に備え、住宅や公共施設の耐震化等の安全対策や、豪雨時の河川氾濫を防ぐために国や県と連携した河川改修等の対策を講じます。また、災害発生時に迅速な避難ができるよう情報伝達手段の確保や防災意識の啓発など日頃からの備えが重要になります。

	起きてはならない最悪の事態	想定される発災事例	主な対応方策
1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> 住宅密集地における大規模火災の発生 住宅、電柱類、ブロック塀の倒壊による人的被害の発生 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅等の耐震診断・耐震補強事業の実施 空き家対策の実施 家具等の転倒防止対策等の周知 計画的な土地利用の促進 計画的な公園・緑地の整備 電線類の無電柱化の促進 危険度判定士の要請 消防団の充実強化 火災・震災への意識啓発 備蓄品の整備
1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設、商業施設等の倒壊、火災発生 	<ul style="list-style-type: none"> 学校や公民館等の構造物、施設の安全性の確保 計画的な土地利用の促進 防災性の高い市街地の都市整備 老朽化した公共施設について、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理 要配慮者施設における防災・減災対策（耐震化・スプリンクラー設置等） 要配慮者支援 危険度判定士の要請
1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> 集中豪雨に伴う河川等の氾濫 	<ul style="list-style-type: none"> 水防組織の体制の整備 情報伝達・連絡系統の整備 水防対象箇所の巡視 他市町村等との相互協定体制の強化 河川の整備・改修 消防団の充実強化 防災施設（一時貯水施設、雨水浸透施設）の整備 公共下水道（雨水）施設の整備 農業用水の災害予防対策 要配慮者支援体制の整備 災害への意識啓発 備蓄品の整備

	起きてはならない 最悪の事態	想定される 発災事例	主な対応方策
1-4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	・集中豪雨、大規模地震に伴う土砂災害等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害等の発生防止工事 ○土砂災害発生危険箇所等の周知・巡視 ○山地災害の災害予防事業 ○がけ地周辺建築物の安全対策 ○大規模盛土造成地の滑動崩落による被害の防止 ○要配慮者支援 ○災害への意識啓発 ○備蓄品の整備
1-5	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告・指示の遅れによる被害拡大 ・情報伝達機能の停止 ・情報取得困難者への情報伝達遅れ 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集・発信体制の整備 ○避難計画の作成 ○避難場所・避難所の確保 ○地域防災拠点の整備 ○観光地及び観光客の安全対策 ○消防団機能の維持強化 ○要支援者、要配慮者に対する災害時の支援体制の充実 ○外国籍市民等の安全対策 ○災害への意識啓発 ○防災知識の普及 ○自主防災組織等の育成 ○備蓄品の整備

1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

現状と課題	対応方策の推進方針
<p>住宅の倒壊や火災により、居住者等に死傷者が発生する可能性があります。</p>	<p>○住宅の安全性確保対策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物の耐震診断・耐震補強等の事業促進 ・防火・準防火地域指定の検討 ・住宅をはじめとする建築物の耐震化への情報提供・意識啓発の実施 ・「空家等対策計画」に基づき、空き家の利活用や危険空き家対策等を実施 ・住宅の危険なブロック塀等の除去について周知 ・建築物における天井材等の非構造部の脱落防止対策、家具の転倒防止対策等の周知 <p><u>数値目標等</u></p> <p>○住宅耐震化率 81.5% (2018年) → 92.0% (2025年)</p> <p>○無電柱化計画に沿った都市計画道路等の整備率 67.2% (2020年) → 100% (2026年)</p>
<p>計画的な土地利用の促進を図り、災害発生時の火災による延焼を防ぐことが重要になります。</p>	<p>○既存の計画などにそった計画的な土地利用の推進を図り、火災の延焼等を防ぎます。</p> <p>○計画的な公園・緑地の整備を推進します。</p> <p>○消火栓や防火水槽等の計画的配置</p> <p><u>数値目標等</u></p> <p>○都市公園等の整備面積 68.27ha (2020年) → 68.57ha (2026年)</p>
<p>電柱は地震の揺れや台風の影響を受けて、倒壊することがあります。</p>	<p>○電線類の無電柱化に取り組みます。</p> <p><u>数値目標等</u></p> <p>○無電柱化延長 2,460m (2020年) → 3,660m (2026年)</p>
<p>大規模地震発生後の余震により、住宅が倒壊する可能性があります。</p>	<p>○危険度判定士を要請して、倒壊による2次被害を防ぎます。</p>
<p>火災時には、消防職員だけでなく、消防団の活動も重要となります。</p>	<p>○消防団の充実強化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の確保 ・訓練・研修の充実 <p>○消防車両等の計画的配置</p>
<p>火災や震災が発生した際には自分の身を自ら守る「自助」の意識が重要となります。また日ごろからの災害への備えも大切です。</p>	<p>○火災・震災時の対策や意識について啓発します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップを活用した避難経路等の検討 ・マイタイムラインの作成 ・備蓄品の整備

1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

現状と課題	対応方策の推進方針
<p>生徒や園児、利用者の身を守るため学校や保育園、公民館等の施設を倒壊や火災から守り、安全に利用できるよう整備しておく必要があります。</p>	<p>○学校や保育園、公民館等の安全性の確保を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有施設の耐震診断及び改修の実施 ・建築物や公共施設の耐震・不燃化 ・崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策 ・エレベーターにおける閉じ込め防止等 ・危険物施設等や火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の耐震性の確保 <p><u>数値目標等</u></p> <p>○耐震化率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用する大規模な建築物 87.5% (2020年)→95.0% (2025年) ・災害拠点施設等 86.6% (2020年)→100% (2025年)
<p>計画的な土地利用の促進を図ることで、災害発生時の火災による延焼を防ぐことが重要になります。</p>	<p>○既存計画などにそった計画的な土地利用を促進します。</p> <p>○防災力の高い市街地へと整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業等による市街地の面的な整備 ・緩衝地帯の整備 ・幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤整備 <p><u>数値目標等</u></p> <p>○総合運動公園構想の策定 未策定→策定 (2026年)</p>
<p>老朽化した社会資本は、災害時倒壊し、人的被害を及ぼす可能性があります。</p>	<p>○老朽化した公共施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設（文化施設、スポーツ施設等）について、計画的な改修の実施
<p>高齢者施設等の要配慮者施設において、防災・減災対策を推進し、利用者の安心・安全な環境を確保することが、重要です。</p>	<p>○要配慮者施設等の防災・減災対策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備 ・認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施 ・高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化
<p>大規模地震発生後の余震により、住宅が倒壊する可能性があります。</p>	<p>○危険度判定士を要請して、倒壊による2次被害を防ぎます。</p>

1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水による多数の死傷者の発生

現状と課題	対応方策の推進方針
<p>豪雨時に洪水等による被害の防止・軽減のために、水防上必要な事項を定める水防計画は重要な役割を果たします。</p>	<p>○水防計画に基づき、取組みを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防組織体制の整備 ・通信連絡系統の整備、警報等の市民への伝達体制の整備 ・平時における河川、遊水池等の水防対象箇所への巡視 ・洪水や土砂災害の未然防止のための水防活動体制整備（土のう設置等） ・水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機（器）材の備蓄等 ・危険箇所等の居住者への立退の指示体制の計画整備 ・他市町村等との災害時相互応援協定体制の強化 ・水防訓練の実施（年1回以上） ・避難対策の実施
<p>豪雨による河川の氾濫を防ぐために、河川の整備・改修が重要になります。</p>	<p>○河川の整備・改修を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級河川の整備について国・県に働きかけ ・河川改修の促進 <p><u>数値目標等</u></p> <p>○東林坊川河川改修整備【2.40km】 一部未整備→整備完了（2022年）</p>
<p>水害時において地域をよく知る消防団の活動・連携は大変重要です。</p>	<p>○消防団の充実強化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の確保 ・訓練・研修の充実 ・消防車両等の計画的配置
<p>豪雨時、防災施設を活用し、被害軽減に努めることが求められます</p>	<p>○防災施設の計画的な整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時貯水施設の整備 ・家庭・事業所における雨水貯留施設設置の推進 ・雨水浸透施設の整備 ・排水ポンプ場の整備 <p><u>数値目標等</u></p> <p>○既存都市公園への一時貯水施設整備 2公園/29公園（2020年） →29公園/29公園（2030年）</p> <p>○新規整備公園への一時貯水施設整備 整備完了（2023年）</p> <p>○排水ポンプ場の耐水化整備 未実施（2020年）→3箇所（2023年）</p>

現状と課題	対応方策の推進方針
<p>豪雨時に下水道施設等で水があふれたり、水処理の遅れ等が生じる可能性があります。</p>	<p>○公共下水道事業計画に基づき、公共下水道（雨水）施設の整備を推進します</p> <p><u>数値目標等</u></p> <p>○伊勢宮川排水区管渠整備 108.2ha（2020年） →120.72ha（2023年）</p> <p>○温泉排水区管渠整備 56.0ha（2020年）→59.8ha（2023年）</p>
<p>豪雨時、農業用水が氾濫するおそれがあります。</p>	<p>○農業用水の氾濫予防対策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視システムの導入 ・水門の自動化の促進
<p>要配慮者が災害時に無事に避難等ができるよう支援に関する計画等の整備が大切になります。</p>	<p>○要配慮者への支援対策を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成 ・避難支援計画の作成
<p>災害が発生した際には自分の身を自ら守る「自助」の意識が重要となります。また日ごろからの災害への備えも大切です。</p>	<p>○災害時の対策や意識について啓発します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップを活用した避難経路等の検討 ・マイタイムラインの作成 ・備蓄品の整備

1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

現状と課題	対応方策の推進方針
<p>大雨や地震によるがけ崩れや土砂崩れ、地すべり、土石流などの人の生命や財産が脅かされる土砂災害に対しては、事前の災害予防が重要になります。</p>	<p>○土砂災害等の予防対策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所、土砂災害警戒区域の周知、巡視等 ・警戒避難体制の整備 ・地すべり防止区域の工事の要請 ・砂防事業の推進 ・急傾斜地崩壊防止工事の推進 ・要配慮者利用施設が存在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等の避難対策
<p>山林では地形・地質的特徴によっては集中豪雨による山くずれ、土石流、地すべりなどの山地災害が起こる可能性があります。</p>	<p>○山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区について山地災害予防対策を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林指定 ・県への治山事業要望 ・単独治山事業の推進
<p>出水等드가け地の崩壊などによる被害や、がけ地近接等危険住宅の解消を図るため、建物の安全対策が重要になります。</p>	<p>○建築物の安全対策を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がけ地の崩壊等の建築等制限指定の推進 ・がけ地近接等危険住宅移転事業計画の推進 ・盛り土等の必要な措置
<p>谷や沢を埋めた造成宅地又は傾斜地盤上に腹付けした大規模な造成宅地において、盛土と地山との境界面や盛土内部を滑り面とする盛土の地滑りの変動（滑動崩落）が生じ、造成宅地における崖崩れ又は土砂の流出による被害が生じるおそれがあります。</p>	<p>○大規模盛土造成地の滑動崩落による被害の防止を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地耐震化推進事業の実施
<p>要配慮者が集まる施設においては、支援に関する計画等の整備が大切になります。</p>	<p>○要配慮者への支援対策を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成 ・避難支援計画の作成
<p>災害が発生した際には自分の身を自ら守る「自助」の意識が重要となります。また日ごろからの災害への備えも大切です。</p>	<p>○災害時の対策や意識について啓発します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップを活用した避難経路等の検討 ・マイタイムラインの作成 ・備蓄品の整備

1-5 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

現状と課題	対応方策の推進方針
<p>気象警報や避難情報等の情報発信が迅速かつ確実にできるよう伝達体制の整備が重要になります。</p>	<p>○市民等に対する情報発信体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外告知放送、メール配信サービス、SNS、ホームページの活用 ・災害情報共有システム（Lアラート）を用いた情報発信 ・信州ケーブルテレビジョンによるケーブルテレビ放送 ・有線放送電話農業協同組合による有線放送 <p>○情報収集・通信手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット、衛星携帯電話、無線機の整備
<p>災害時に、安全に避難を行うことができるよう事前に対策を実施する必要があります。</p>	<p>○円滑な避難活動を実施するため、事前に避難計画や避難場所・避難所の検討を行うとともに地域防災拠点整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者、帰宅困難者等に配慮した避難計画の作成 ・避難場所・避難所の確保 ・地域防災拠点整備の推進
<p>観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、市、観光施設の管理者での応援体制の整備を図る必要があります。</p>	<p>○観光地及び観光客の安全対策を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光事業者と連携した防災マニュアルの作成 ・観光客への防災情報の提供 ・外国人旅行者に向けた外国語による防災情報の掲示
<p>災害時、消防団による避難者支援や警戒地域等の見回りは市民の生命を守るために大変重要な活動です。そのため、消防団の活動体制の維持強化は重要な課題になります。</p>	<p>○消防団の充実強化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の確保 ・訓練・研修の充実 ・消防車両等の計画的配置
<p>要配慮者については避難等が遅れる可能性もあるため、災害から要配慮者を守るための防災対策の充実を図る必要があります。</p>	<p>○要支援者、要配慮者に対する災害時の支援体制の確保</p> <p>○災害時における避難支援計画の策定及び体制の構築。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の要支援者の状況把握 ・避難行動要支援者名簿の整備・活用 ・要配慮者のための多様な手段の活用による情報伝達 ・要配慮者に配慮した避難計画の作成
<p>災害時、日本語の分からない外国人への情報伝達手段は重要となります。</p>	<p>○外国籍市民への安全対策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国籍市民の状況把握 ・外国語による防災情報の提供 ・防災教育・防災訓練の実施 ・外国籍市民等に対する応急救護体制の整備

現状と課題	対応方策の推進方針
<p>災害時にインターネットによる情報収集・伝達機能は重要な役割を果たします。</p>	<p>○災害時でもインターネットが利用できるようインターネット回線の耐震化を促進します。</p>
<p>災害が発生した際には自分の身を自ら守る「自助」の意識が重要となります。また日ごろからの災害への備えも大切です。</p>	<p>○災害時の対策や意識について啓発します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップを活用した避難経路等の検討 ・マイタイムラインの作成 ・備蓄品の整備
<p>防災知識は発災時、発災後の重要な役割を果たします。</p>	<p>○防災知識の普及活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等に対する防災知識の普及活動 ・防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及 ・学校等における防災教育の推進 ・市職員に対する防災知識の普及
<p>災害発生時には、被害の防止又は軽減のために、市民の自主的な防災活動が必要となります。</p>	<p>○自主防災組織等の育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等の自主防災組織の育成 ・地区防災計画の住民等への周知と支援

目標 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

大規模災害発生直後の迅速な救助、救急活動によって、災害被害を最小限に抑えることができます。そのため孤立集落の発生防止対策や、救急活動が速やかかつ十分に行われるよう体制を整備しておくことが重要です。また、医療面においては十分な人員の確保及び医療体制の構築を行うとともに、被災地における感染症等の発生・蔓延を防ぐ必要があります。

	起きてはならない 最悪の事態	想定される 発災事例	主な対応方策
2-1	長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの切断による被災地での食料、飲料水の不足 ・集落間を結ぶ道路寸断による孤立 	<ul style="list-style-type: none"> ○孤立時の対策 ○災害に強い道路網の整備 ○山間部の幹線道路での、優先的な道路改良、法面保護等、耐震性の対策 ○食料・飲料水の備蓄
2-2	消防機能、医療機能低下による救助・救急体制の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・対応能力を大幅に超過した救助・救急活動の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○諸団体との協定に基づく医療機能の確保 ○広域相互応援計画による体制整備 ○消防団員の確保及び活動環境の整備 ○再生可能エネルギー・蓄電池等の導入による医療機能の維持 ○医療救護計画 ○医薬・消防資材の備蓄
2-3	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ・水害等で家屋に流入した汚泥等から発生する感染症の蔓延 ・ライフラインの途絶や医薬品の不足による被災地域の衛生状態悪化に伴う感染症の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症予防対策の実施 ○衛生物品の備蓄

2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

現状と課題	対応方策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、道路の寸断等により孤立する地域が出る可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○孤立時の対策を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時相互応援協定に基づき、発災時、速やかに応援を受けられるよう平時からの連携強化に努める。 ・自主防災組織の育成 ・備蓄品の分散配置 ・市民、観光施設等による備蓄の啓発 ・要配慮者等の把握 ・除雪体制の整備 ○孤立化を防ぐ対策を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村と接続する林道の法面对策 ・通信手段の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時、道路寸断により孤立地域が発生し、食料・飲料水等が供給されなくなる可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路復旧までの食料・飲料水を備蓄します。 ○災害に強い道路網の整備を促進します。 ○山間部の幹線道路での、優先的な道路改良、法面保護等、耐震性の対策を促進します。

起きてはならない最悪の事態

2-2 消防機能、医療機能低下による救助・救急体制の不足

現状と課題	対応方策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害時においては、医療施設等が被災した場合を念頭に置き、迅速な消防・救助・医療活動を実施できる体制を構築する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○諸団体との協定に基づく医療救護計画により、医療体制の確保及び立ち上げを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所の設置 ・医療救護班の編成 ・医薬品・医療機材の備蓄 ・傷病者の搬送方法の確認 ・消防・医療間等の通信体制の整備 ○消防・医療体制を整備・強化します。 <ul style="list-style-type: none"> ・消防設備の適切な配置及び更新 ・自主防災組織の充実・強化 ・消防資機材の整備 ・医薬品の備蓄
<ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害時においては、被災地の救助・救急ニーズが大幅に増加するため、迅速な救助活動等を維持するには、多数の応援を要請する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時応援協定締結市町村との平時からの連携強化の実施 ○受援計画の策定 <p><u>数値目標等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○受援計画の策定 未策定→策定（2021年）
<ul style="list-style-type: none"> 地域防災の要として消防団は重要な役割を果たしておりますが、人口減少等により団員の確保が課題となっております。団員確保キャンペーン等のPR活動のみならず、より効果的な団員確保策に取り組む必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団員の確保及び活動環境の整備を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・消防団サポートショップの充実 ・消防団協力事業所制度の周知及び認定事業所の増加 <p><u>数値目標等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防団員数の確保 741名（2020年）→834名（2025年）
<ul style="list-style-type: none"> 災害時、電力供給が途絶することにより必要な医療を提供することができなくなる可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機能を維持できるよう太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や蓄電池等の整備について研究・検討します。

起きてはならない最悪の事態

2-3 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

現状と課題	対応方策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 洪水等による汚泥の流入やライフラインの途絶、医薬品の不足により被災地域の衛生状態が悪化し、感染症等が発生する可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症予防を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防啓発・衛生物品備蓄・発生時隔離等 ・新型コロナウイルス等の感染予防対策等を反映した避難所運営マニュアルの更新

目標3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

災害発生時には市役所等の行政によって市民の生命を守る活動を行うことが重要です。そのためには、業務継続計画等に基づき迅速に人員や資器材等を確保し、指揮体制を構築する必要があります。さらに、市民が安全かつ適切に避難や判断を行うことができるよう情報提供体制の強化や信号機等の機能を確保することも重要です。

	起きてはならない 最悪の事態	想定される 発災事例	主な対応方策
3-1	市役所をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下	<ul style="list-style-type: none"> 被災や道路寸断等による行政機関職員の参集不足などに伴う災害応急対策の遅れ 被災による警察行政機能、消防行政機能の低下 	<ul style="list-style-type: none"> ○業務継続計画に基づく非常時優先業務の実行（人命救助、情報収集、他団体との連携） ○災害に強い市庁舎の整備 ○災害時相互応援協定に基づく人員・医療・機材・車両等の受け入れ ○行政データ・システム等の維持
3-2	停電、通信施設の倒壊による情報通信・交通の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> 通信施設等の被災により、市民への情報提供ができなくなる 信号機の停止等による交通事故の多発 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い通信施設への改修（通信施設の耐震化、防災無線のデジタル化） ○電気通信施設を破損するおそれの高い山地での支障木の伐採 ○停電時でも稼働可能な自家発電付き信号機への更新
3-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	<ul style="list-style-type: none"> 情報の不足による避難の遅れや判断の誤りによる被害の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の情報ツールの活用による正確な情報発信（ホームページ、屋外告知放送、メール、SNS）

3-1 市役所をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

現状と課題	対応方策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害時には、施設や職員の被災、交通の乱れ等により市役所をはじめとする行政機能が大幅に低下する可能性があり、活動体制が確保できるような体制を構築しておく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○業務継続計画に基づき、必要な人員を確保するとともに、非常時優先業務を効率的に遂行します。 <ul style="list-style-type: none"> 人命救助・被災者支援 災害情報の収集・発信 他団体応援要請・受入態勢の確立 通信連絡手段の確保 ○被災やライフライン途絶時においても業務を継続できるように市役所庁舎設備を維持します。 <ul style="list-style-type: none"> 免震構造による地震に強い庁舎 停電時においても業務を継続できる非常用発電機 太陽光発電や地中熱を利用した省エネルギー型庁舎 飲料水等を確保できる耐震性貯水槽
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害による行政機能の大幅な低下を防ぐため、県内外の団体との相互応援体制の整備・充実を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時相互応援協定及び姉妹都市との相互応援協定に基づき、応援を要請 <ul style="list-style-type: none"> 人員等の派遣 被災者の救出・医療等に必要な資機材・車両等の提供 飲食料品等の提供
<ul style="list-style-type: none"> 災害により、重要な行政データ等が失われたり、システムが停止する可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政データの保護、システム等の機能の維持を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> データ及びシステムを別の場所でも保管・運用 システムが設置・管理されている市庁舎を免震化し、自家発電施設を設置

起きてはならない最悪の事態

3-2 停電、通信施設の倒壊による情報通信・交通の麻痺・長期停止

現状と課題	対応方策の推進方針
<ul style="list-style-type: none">・災害により通信施設等が被災した場合、市民に必要な情報が提供できなくなる可能性があります。	<ul style="list-style-type: none">○通信施設災害予防計画に基づき、通信事業者を含めた災害予防対策を実施します。<ul style="list-style-type: none">・防災行政無線について災害に強いデジタル化を実施・市及び通信事業者において、通信施設の耐震化・代替施設の確保・通信ケーブルの地中化を推進
<ul style="list-style-type: none">・電気通信施設等の被災によって、通信が途絶することのないよう事前に整備を行うことが重要です。	<ul style="list-style-type: none">○あらかじめ災害による被災を防ぐ対策を実施します。<ul style="list-style-type: none">・山地沿いの倒木により電線・通信ケーブル等の切断が危惧される危険木、倒木の除去
<ul style="list-style-type: none">・停電により信号機が停止することで、地域交通が混乱し、人命救助や物資輸送に影響を与えるほか、交通事故による新たな負傷者の発生が見込まれます。	<ul style="list-style-type: none">○停電時でも安全な道路交通が守られるよう信号機電源負荷装置等の設置を長野県公安委員会に要望していきます。

起きてはならない最悪の事態

3-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

現状と課題	対応方策の推進方針
<ul style="list-style-type: none">・災害時、情報が不足することは、避難のタイミングを逃したり、命を守るための判断を誤らせる可能性もあり、正確な情報を適切に市民に伝えることは重要です。	<ul style="list-style-type: none">○複数の情報ツールを有効活用し、正確な情報を伝達できるよう体制を構築します。<ul style="list-style-type: none">・ホームページへの情報掲載・屋外告知放送・メール配信・SNSの利用

目標 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

大規模災害発生後は水道施設の破損により生活に必要不可欠な水などが不足する可能性があります。そのため、災害に強い水道施設の整備を行うとともに断水時に素早く給水できるよう給水車の整備や体制づくりを行う必要があります。また、安心して生活を送るためには、医療や食料を運ぶ地域交通の分断を防ぐ方策を実施し、かつ汚水等を適切に処理して衛生環境を保つことが重要です。

	起きてはならない 最悪の事態	想定される 発災事例	主な対応方策
4-1	上水道等の長期間にわたる供給停止	・生活を維持するために必要な水道水の供給が長期間停滞	○水道施設の計画的更新・耐震化 ○給水車による給水 ○応急給水体制の維持強化
4-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	・下水道施設の機能停止による衛生環境の著しい低下	○下水道施設の被災時対応体制の構築 ○汚水処理施設の耐震化・計画的更新・浸水対策の実施 ○水害等に強い農業集落排水への改修
4-3	地域交通ネットワークが分断する事態	・地域交通が分断し、地域間の移動が困難になることで、災害復旧が遅延 ・道路及び橋梁の損壊による輸送機能の停止	○土砂災害予防対策の実施 ○緊急輸送道路等の耐震化 ○物資輸送拠点・ヘリポートの整備 ○関係団体との協力体制の構築 ○幹線道路の整備による交通ネットワークの多様化 ○道路・農道・林道・橋梁の監視及び改修 ○狭あい道路の拡幅整備 ○除雪体制整備

起きてはならない最悪の事態

4-1 上水道等の長期間にわたる供給停止

現状と課題	対応方策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 地震などの災害により、水道施設が被災し、水道水の供給が滞る可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 市営水道施設の適正管理を行い、基幹管路等の計画的な更新及び耐震化により長寿命化を図り、水道水の安定供給に努めます。 <p><u>数値目標等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹管路の計画的な更新 更新率 1.16 %/年 (2020年) →1.35 %/年 (2025年)
<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の破損により断水が生じた際には断水エリアへの給水対策を行う必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 給水車による給水を実施します。 関係機関と連携した応急給水体制の維持強化を図ります。

起きてはならない最悪の事態

4-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

現状と課題	対応方策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 災害時の下水道施設の機能不全を防ぐために、災害予防体制づくりが重要になります。 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設災害予防を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡体制の整備 緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄・確保 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・充実
<ul style="list-style-type: none"> 災害時の汚水処理施設、下水等の機能不全を防ぐため、耐震性の確保や、施設の整備が重要になります。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚水処理施設や管渠等の機能確保対策を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> 耐震性の確保 設備の計画的な更新による老朽化防止 浸水対策の実施 <p><u>数値目標等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な下水管渠の耐震化率 100% (2020年) →現状を維持
<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水施設が被災することにより、生活排水の処理が滞り、衛生状態が悪化する可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い施設への改修を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 施設への水の流入防止策、機械の高所化などによる浸水対策 <p><u>数値目標等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水施設の機能診断実施地区割合 未実施 (2019年) →100% (2021年)

4-3 地域交通ネットワークが分断する事態

現状と課題	対応方策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 大雨や地震に伴う土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ等）によって、住民の暮らしを支える地域交通ネットワークが寸断され、医療や福祉サービスを受けることができなくなり、生活の質が低下するとともに災害復旧が遅延する恐れがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害等の予防対策を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> 危険箇所、土砂災害警戒区域の周知、巡視等 警戒避難体制の整備 地すべり防止区域の工事の要請 砂防事業の推進 急傾斜地崩壊防止工事の推進 ○山地災害対策を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> 山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区について、保安林指定、県への治山事業要望、単独治山事業の推進
<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生により、道路が被災したり、道路上に電柱等が倒壊することで、緊急輸送道路が通行できなくなり、人・モノのスムーズな輸送ができなくなる可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送計画に基づき、体制を整備します。 <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路確保計画に基づく緊急輸送道路の指定・確保 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画に基づくヘリポート及び物資輸送拠点の指定 輸送体制の整備 街路樹や電柱などの倒壊の未然防止 ○障害物除却について建設団体等との協力体制の確保 <p><u>数値目標等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送路の供用延長 19.4km→現状を維持
<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路をはじめとする幹線道路網を整備することで、被災時に交通ネットワークが寸断されるリスクを低下させることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路をはじめとする幹線道路整備の促進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> 上信越自動車へのスマートインターチェンジの新設促進 姨捨スマート IC のフル規格の実現に向けた取り組み 新国道 18 号バイパスの整備の要望 国道 403 号バイパスの整備の要望 国道 403 号の未改良区間の早期整備 国道を補完する県道網の再編を要望 都市計画道路一重山線、歴史公園線、若宮線の整備を要望 主要地方道長野上田線の未改良区間の早期整備 <p><u>数値目標等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路若宮線整備 169m（2020年）→1,140m（2028年） ○都市計画道路の整備率 39.3%（2020年）→41.5%（2026年）

現状と課題	対応方策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に災害応急対策活動を実施するためには、災害時でも道路や橋梁が機能を最大限発揮できるような整備や体制を構築する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路及び橋梁の災害予防対策を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・監視等により危険箇所を把握した上で、道路改良、法面保護等、耐震性に配慮しながら改修を実施 ・農道・林道については特に法面の崩壊防止及び地すべり対策について実施 ・国、県及び東日本高速道路(株)等の道路管理者との通報連絡体制や協力体制を整備 ・道路等の応急復旧のため、建設業協会等との協力体制を構築 <p><u>数値目標等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○栗佐橋耐震補強 未実施→耐震化完了（2025年） ○5年に1度の近接目視による定期点検の実施率 100%を維持
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、特に幅員が狭い道路は、地震発生時に建物倒壊により塞がれてしまい、避難できなくなる可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○狭あい道路について地域の理解と協力を得ながら拡幅整備を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・積雪により、道路が通行止めになり、孤立集落等が発生する可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○住家及び集落の孤立化を防止するため、除雪事業者等と連携し迅速な除雪体制を構築します。

目標5 流通・経済活動を停滞させないこと

大規模災害が発生すると自社の事業用資産に損害等が生じることのみならず、営業停止・サプライチェーンの途絶により経営損失を受けることでビジネスチャンスも逃してしまうこととなります。また地域住民の生活に必要な不可欠な食料品・医療品などの流通を停滞させないためにも実効性のある事業継続計画などを策定するとともに、拠点や流通等の複線化や国内に生産拠点などを設ける整備が重要になります。

	起きてはならない 最悪の事態	想定される 発災事例	主な対応方策
5-1	自社の事業用資産に損害等の被害が生じ、再建・再構築に時間を要することによる経済活動の停止・減少	<ul style="list-style-type: none"> ・営業再開までの期間が延びることで、損失が増大するとともに取引先やビジネスチャンスの逸失 ・従業員の雇用維持が困難に ・在庫や棚卸資産への損害 	<ul style="list-style-type: none"> ○実効性のある事業継続計画策定による災害等に負けない「事業継続力」を強化 ○事業継続・再建などに係る相談体制の拡充 ○従業員の休業や離職に関する相談窓口を設置 ○非対面型ビジネスモデルへ転換するための整備
5-2	サプライチェーンの途絶等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ・部品・商品等の供給遅れによる取引先の逸失 ・食品・医療品などの供給が遅れ、地域住民の生活に必要な不可欠な物品が供給困難に 	<ul style="list-style-type: none"> ○実効性のある事業継続計画策定による災害等に負けない「事業継続力」を強化 ○重要な製品・部素材の製造拠点の複線化等サプライチェーン強靱化に向けた整備 ○顧客への製品供給を持続するために必要な設備投資や流通の複線化に向けた整備
5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の乱れや孤立による飲食料品や日用品の不足 ・水道水の供給停止による飲料水等の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○飲食料品・日用品の備蓄 ○諸団体との災害時協力協定による飲食料品等の物資の調達 ○水道施設の耐震化等による飲料水の安定供給体制の構築

起きてはならない最悪の事態

5-1 自社の事業用資産に損害等の被害が生じ、再建・再構築に時間を要することによる経済活動の停止・減少

現状と課題	対応方策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 事業者が自然災害などの緊急事態に直面した際に、①被害を最小限にとどめること、②事業の継続や早期復旧を行うことを目的として、平常時の備えと緊急時の対応を決めておく計画が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害からの迅速な再建によって早期に営業活動を再開することができるよう実効性のある事業継続計画などの策定支援を行います。 <p><u>数値目標等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数 4件(2020年)→30件(2025年) ○事業継続力強化計画の認定(中小企業庁) 2件(2020年)→10件(2025年)
<ul style="list-style-type: none"> 災害などで影響を受けた事業者の方々が各種相談できるような体制が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○政府機関、中小企業支援機関、金融機関、商工関係、専門家などに相談に応じる窓口を設置します。
<ul style="list-style-type: none"> 被災などにより事業活動の縮小を余儀なくされ、従業員を一時的に休業せざるを得ない場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○休業手当や解雇等を行わないように相談団窓口設置等の支援対策を行います。
<ul style="list-style-type: none"> 感染症拡大防止にあたっては、人との接触を制限されることにより経済活動が停滞することがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○海外への渡航が制限される中でも、海外に日本産品を輸出できるよう、非対面型ビジネスモデルへ転換し日本産品の販売を支援します。

起きてはならない最悪の事態

5-2 サプライチェーンの途絶等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺

現状と課題	対応方策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 事業者が自然災害などの緊急事態に直面した際に、①被害を最小限にとどめること、②事業の継続や早期復旧を行うことを目的として、平常時の備えと緊急時の対応を決めておく計画が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○原材料の不足等により、生産力が低下した際に、短期間で平常時の操業ラインまで復旧できるような実効性のある事業継続計画などの策定支援を行います。 <p><u>数値目標等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ※5-1と同様
<ul style="list-style-type: none"> 重要な製品・部素材の製造拠点の複線化等サプライチェーン強靱化に向けた整備が重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のため生産拠点の検討を支援します。
<ul style="list-style-type: none"> 顧客への製品供給を持続するために必要な設備投資や流通の複線化に向けた整備が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害による供給途絶リスク解消のため、製品及び部素材の供給の複線化の検討を支援します。

起きてはならない最悪の事態

5-3 食料・飲料水等の安定供給の停滞

現状と課題	対応方策の推進方針
<p>・災害時、道路交通の乱れや住家・集落の孤立等により流通が停滞し、十分な食料品を確保できない可能性があります。また、災害の影響が長期に及んだ場合、安定的に食料品や日用品を確保する必要があります。</p>	<p>○食料品・日用品の備蓄・調達等の体制を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none">・市において食料・飲料水・日用品等を備蓄・平時から家庭・企業等における食料・飲料水・日用品等の備蓄について啓発・諸団体と締結している災害時応援協定に基づき、食料・飲料水・日用品等の優先提供・運搬を要請・災害時応援協定の締結及び体制の整備 <p><u>数値目標等</u></p> <p>○非常用食料の備蓄数 9,000食以上を維持</p>
<p>・水道施設の断水等により飲料水の確保ができなくなる可能性があります。</p>	<p>○水道施設の定期的な更新による長寿命化及び耐震化等を進め、安定的に飲料水を供給できる施設整備に努めます。</p>

目標 6 二次的な被害を発生させないこと

災害発生後には、ため池の決壊や有害物質の拡散・流出等の二次災害が発生する危険性が高まります。二次災害による被害を防止するためには、日ごろからの施設の点検や改修、適正な管理等について指導・啓発を行うことが重要になります。また、荒廃した農地や森林による土砂災害等を防ぐためにも、農地・森林の国土保全・保水機能などの多面的機能を維持するよう対策を実施する必要があります。

	起きてはならない 最悪の事態	想定される 発災事例	主な対応方策
6-1	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	・ため池等の決壊による下流地域の二次災害発生	○ため池の改修・避難対策の策定 ○ため池カルテの整備 ○ため池管理の体制構築（緊急連絡体制構築、巡回点検の実施） ○応急資材の整備 ○ため池ハザードマップの作成
6-2	有害物質の大規模拡散・流出	・危険物施設からの火災や危険物の流出 ・灯油等の流出による地下水・河川等の水質汚染	○危険物施設への指導・立ち入り検査等 ○危険物施設による防災体制整備や防災訓練の実施 ○水質汚染物質の適正な管理・保管方法の周知・指導 ○アスベスト含有調査及び除却事業
6-3	農地・森林等の荒廃	・農地・森林等の荒廃による土砂災害等の発生	○農地等の保全活動のための体制づくりや活動の支援 ○土砂災害発生防止のための治山事業を実施
6-4	避難所等における環境の悪化	・十分な休息が取れず、体調が悪化 ・避難所における伝染病の蔓延	○迅速な避難所の立上げ・運営体制の構築 ○感染症予防対策の実施（健康状態確認、衛生管理、避難所レイアウトの工夫による3密等の回避） ○要配慮者のための福祉避難所の設置 ○十分な休息とプライバシーに配慮した避難所整備（パーティション、段ボールベッド等の設置） ○避難者の情報ツールの確保（スマートフォン等充電器・公衆無線LANの整備） ○ボランティア活動体制の整備（事前登録の推進、諸団体との連携強化、研修・訓練の実施）

起きてはならない最悪の事態

6-1 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

現状と課題	対応方策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ため池の損壊・決壊や機能不全により下流の人家等に被害を及ぼすおそれがあるため、地域や行政等の関係者が協力してため池等の安全点検を実施する体制の構築が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ため池決壊による被害を防ぐための対策を講じます。 <ul style="list-style-type: none"> ため池の改修促進及び避難対策の策定 ため池カルテの整備 ため池管理団体による対策実施(緊急連絡体制構築、巡回点検の実施) 応急資材の整備 ため池ハザードマップの作成 <p><u>数値目標等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ため池耐震性調査件数 13件(2020年)→18件(2025年) ため池耐震化件数 1件(2020年)→2件(2025年) ため池ハザードマップ作成箇所数 4箇所(2020年)→20箇所(2025年)

起きてはならない最悪の事態

6-2 有害物質の大規模拡散・流出

現状と課題	対応方策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 危険物施設等が被災した場合、有害物質が拡散・流出する恐れがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物施設等災害予防計画により、危険物施設における火災の発生や危険物の流出、被害の拡大防止の体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> 危険物施設の現況把握・指導・立ち入り検査の実施 危険物施設の管理者による防災体制整備や防災訓練への助言・指導
<ul style="list-style-type: none"> 災害により灯油、農薬等が流出し、地下水や河川が汚染される可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚染の防止対策を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ホームタンクの適正使用・日常点検等の実施について周知 農薬の適正使用及び保管の指導
<ul style="list-style-type: none"> アスベストが使用されている事業所等が倒壊した場合、アスベストが飛散するおそれがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所等の建築物において、アスベスト含有調査及び除却工事を行った事業者に対して一部補助を行います。

起きてはならない最悪の事態

6-3 農地・森林等の荒廃

現状と課題	対応方策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 農地や農業水利施設の荒廃等により二次災害が発生するおそれがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業・農村が有する多面機能を維持・発揮するため、農業者等が共同して取り組む地域活動や地域資源(農地・農道・水路等)の保全活動のための体制づくりや活動への支援を行います。
<ul style="list-style-type: none"> 森林機能の荒廃等により山腹崩落や地すべりなどの土砂災害が発生する可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、間伐等を実施。 山腹崩落危険地区・地すべり危険地区・崩壊土砂流出危険地区の治山事業を実施し、災害に強い森林づくりを推進します。

6-4 避難所等における環境の悪化

現状と課題	対応方策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、迅速に避難所を立ち上げ、避難者等を受け入れる体制を構築する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営マニュアルに基づき、迅速かつ円滑に避難所を立ち上げます。 ・初動期、展開期等の段階に応じ、市職員、施設管理者及び区・自治会等が連携し運営体制を構築します。
<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人が集まる避難所においては、飛沫感染や空気感染等により感染症が拡大する恐れがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス等の感染症予防対策を実施します。 ・避難者の健康状態の確認 ・パーティション等を設置し、3密空間を回避するとともに、体調不良者のための専用スペースを確保するなどの避難所のレイアウトを工夫 ・清掃・消毒等の衛生環境の保持 ・衛生用品の備蓄
<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者に対応した福祉避難所を設置・運営する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がい者、妊産婦などの要配慮者にも対応した福祉避難場所の開設を行います。 ・要配慮者に適した避難所の配置 ・介護用品などの備蓄
<ul style="list-style-type: none"> ・災害に遭った避難者が体調を崩さず、安心して心身を休めることができるよう可能な限り快適な避難所づくりに努めることが重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者が快適に過ごすことができるような避難所を整備します。 ・プライバシーに配慮した空間づくり（パーティション、プライベートテントの設置） ・快適な睡眠のための折り畳みベッド・段ボールベッドの設置 <p><u>数値目標等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○プライベートテントの備蓄数 902 張（2020 年） →1,000 張（2025 年） ○折り畳み・段ボールベッドの備蓄数 1,954 台（2020 年） →2,000 台（2025 年）
<ul style="list-style-type: none"> ・家族の安否確認や情報を取得するためのツールとしてスマートフォンや携帯電話、テレビの活用は重要であるとともに安心感につながります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者が利用できる持ち運び型スマートフォン等充電器（蓄電池）を配備します。 ○避難所となる公民館に公衆無線 LAN（Wi-Fi）を整備します。 ○避難所となる小中学校の体育館にテレビ回線を設置します。 <p><u>数値目標等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○スマートフォン等充電器（蓄電池）備蓄数 未整備（2020 年）→20 台（2025 年）
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営や環境整備については、ボランティアによる支援活動が重要な役割を果たします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くのボランティアが参加し、活動しやすい環境整備を行います。 ・ボランティアの事前登録の推進 ・ボランティア団体や社会福祉協議会との連携の強化 ・ボランティア活動の環境整備（研修や訓練の実施）

目標7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに

被災した方にとって、被災前と変わらぬ日常を取り戻すことが大きな目的になります。そのため、迅速な復興を行えるよう平時において災害廃棄物の適切な処理体制を構築することや住宅再建に向けた制度設計、地籍調査の推進等が重要になります。

	起きてはならない 最悪の事態	想定される 発災事例	主な対応方策
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理が停滞することによる復旧・復興への遅れ 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物仮置き場の事前選定・確保 ○収集運搬・処分体制の整備 ○市民への情報提供（分別・搬出方法等） ○廃棄物焼却施設の整備
7-2	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等の復旧体制が整備されていないことによる生活再建までの期間の長期化 ・土地の境界や権利関係が不明瞭な場合に住宅の再建等への支障 	<ul style="list-style-type: none"> ○住家被害調査の体制の整備 ○罹災証明書等の事務手続き体制の整備 ○被災家屋の公費解体実施体制の整備 ○地籍調査による土地境界の明示 ○ボランティアの活動環境整備

起きてはならない最悪の事態

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

現状と課題	対応方策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・発災後、災害廃棄物が大量に発生することが予想され、迅速な復旧・復興に支障が生じるおそれがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○早期の復旧・復興へつなげるため、災害廃棄物処理計画に基づき、対策を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物仮置き場の事前選定・確保 ・収集運搬・処分体制の整備 ・市民への情報提供（分別・搬出方法等）
<ul style="list-style-type: none"> ・大量に発生する災害廃棄物の処理をするために、ごみ焼却施設の整備が重要になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○長野広域連合が計画するごみ焼却施設の建設促進を行います。

起きてはならない最悪の事態

7-2 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

現状と課題	対応方策の推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等に被害を受けた方が素早く復旧・復興へと移行することができるよう必要な体制整備を事前に行うことが重要になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅被害等に対応するための復旧・復興体制を整備します。 <ul style="list-style-type: none"> ・住家被害調査の体制の整備 ・罹災証明書の事務手続き簡略化のためのシステム構築 ・被災家屋の公費解体実施体制の整備 ・災害時応援協定に基づく調査、事務等の支援
<ul style="list-style-type: none"> ・土地の境界や権利関係が不明瞭な場合、住宅等の再建に支障をきたす可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な復旧・復興ができるよう地籍調査を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・土地境界線の明示、権利関係の明確化によって争い等を防ぎ、スムーズな住宅再建等が可能 ・測量の基準となる公共基準点の適切な管理
<ul style="list-style-type: none"> ・災害後の復旧作業等では多くの人手が必要となるためボランティアによる支援は大変重要になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くのボランティアが参加し、活動しやすい環境整備を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの事前登録の推進 ・ボランティア団体や社会福祉協議会との連携の強化 ・ボランティア活動の環境整備（研修や訓練の実施）